

令和2年度愛媛県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。本事業は、令和2年6月16日医政発0616号厚生労働省医政局長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、医療機関（病院、医科診療所又は歯科診療所であって、保険医療機関に限る。以下同じ。）、薬局（保険薬局に限る。以下同じ。）、訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。以下同じ。）及び助産所（以下「医療機関・薬局等」という。）において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策等に要する経費の補助を行う。

(その他)

第4条 県は、補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。